

岡山県中学校体育連盟ソフトテニス部 規約

第1章 名 称

第1条 この部は岡山県中学校体育連盟ソフトテニス部と称する。

第2条 この部の事務局は理事長所在の学校に置く。

第2章 組 織

第3条 この部は岡山県中学校体育連盟の専門部として組織する。

第4条 この部は県下の中学校をもって組織し、部務運営上次の14支部に分ける。

備前西地区……岡山市 玉野市
備前東地区……赤磐市 瀬戸内市 備前市 和気郡 加賀郡
備南東地区……倉敷市 総社市
備南西地区……笠岡市 井原市 浅口市 浅口郡 小田郡
備 北地区……高梁市 新見市
美 作地区……津山市 真庭市 真庭郡 苫田郡 英田郡 美作市 勝田郡 久米郡
※ なお、次の郡市は、当分の間合併して一支部を組織する。
赤磐市・加賀郡 備前市・瀬戸内市・和気郡 倉敷市・都窪郡 苫田郡・久米郡
笠岡市・浅口市・浅口郡・小田郡 美作市・勝田郡・英田郡 真庭市・真庭郡

第5条 この部は岡山県ソフトテニス連盟と提携する。

第3章 目的及び事業

第6条 この部は岡山県中学校における生徒の心身の健全なる発達とソフトテニスの普及・強化を図ることを目的とする。

第7条 この部の前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各年度に岡山県中学校総合体育大会と秋季大会の2大会を開催する。
- 2 県総体・秋季大会についても地区大会を行う。
- 3 その他の前条の目的達成に必要な事業を行う。

第4章 役 員

第8条 この部に次の役員を置く。

- 1 部 長 1名
- 2 理事長 1名
- 3 副理事長 若干名
- 4 常任理事 各地区理事長6名
- 5 理 事 各支部1名、25名程度
- 6 会 計 1名（理事の互選による）

第9条 部長及び理事長は岡山県中学校体育連盟理事会において審議選出される。

第10条 常任理事及び理事は、地区・支部で推薦された者を部長が委嘱する。

- 第11条
- 1 部長はこの部を代表し部務を統轄する。
 - 2 理事長は部務の処理にあたり、部長に事故あるときはその職を代理する。
 - 3 常任理事は常任理事会を組織し、理事長の部務の処理を補佐する。
 - 4 理事は理事会を組織し、部務について協議決定をする。
 - 5 会計は部費及び大会運営費一部負担金の収支を掌る。

第12条 大会の事業のために要した役員の経費については実情により助成することができる。

第13条 役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

第5章 常任理事会

- 第14条 1 常任理事会は部務の処理、運営の企画について審議する。
2 緊急を要する場合は地区を代表して会の運営執行について理事会の職務を代行することができる。ただし、この場合は次の理事会において承認を求めなければならない。
3 会議はすべて部長が召集する。

第6章 理事会

- 第15条 1 会議は毎年2回、5月と2月に定例の会議を開き、常任理事会の原案について協議決定する。
2 会議はすべて部長が召集する。

第7章 会計

- 第16条 この部の経費は、連盟本部の部費、大会運営費一部負担金及び寄付金をもってこれにあてる。
第17条 前条の大会運営費一部負担金は年度ごとに審議し、部務執行に差し支えない最小限度にとどめることを原則とする。
第18条 年度内の部費の決算報告は中学校体育連盟本部に提出する。

第8章 付則

- 第19条 本規約はこの部の理事会の議決で改正することができる。
第20条 本会に内規を置くことができる。
第21条 本規約は、昭和53年5月25日より実施する。

昭和56年	5月16日	一部改定	昭和59年	5月22日	一部改定
昭和63年	6月10日	一部改定	平成2年	6月14日	一部改定
平成8年	6月14日	一部改定	平成14年	5月10日	一部改定
平成17年	3月1日	一部改定	平成17年	5月30日	一部改定
平成17年	11月25日	一部改定	平成18年	2月24日	一部改定

内規事項

次の各項目に該当する者があるときは、これを表彰することができる。

- 1 本部のために貢献顕著な者がいるとき。

(対象は、永年にわたり貢献された者と常任理事を5年以上された者と**理事を8年以上された者**とする。)

「永年表彰」 「役員表彰」

平成17年 3月 1日 一部改定
平成23年 2月15日 一部改定